

福岡県公報

平成20年 7 月18日
第 2 8 5 0 号

目 次

告 示 (第1203号 - 第1220号)	
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	4
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課)	6
道路の供用の開始 (道路維持課)	6
道路の区域の変更 (道路維持課)	7
土地改良区の役員の就任 (農村整備課)	7

公 告

都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8

告 示

福岡県告示第1203号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年 7 月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンスーパーセンター岡垣店
 - (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字黒山338番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1204号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年 7 月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) レッドキャベツ久留米梅満店
 - (2) 所在地 福岡県久留米市梅満町1170番11 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

室外機等の設置や荷さばき作業などによる騒音についての対策は、十分に検討されているが、隣接した集合住宅や住居があるので、苦情が出ないように周辺環境の保全に努めること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

福岡県福祉のまちづくり条例による届出を行うこと。

(7) その他

ア 隣接市道C2号線は拡幅計画があるため、詳細については久留米市道路課と個別に協議を行うこと。

イ 久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、発生抑制、減量等に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

福岡県告示第1205号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字宮の下702 - 1、702 - 3、702 - 4、702 - 7、703 - 1、703 - 2、703 - 4から703 - 6まで、704 - 1、704 - 2、704 - 7及び707 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄

福岡県告示第1206号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

前原市大字前原1026 - 5、1026 - 6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

前原市前原北2丁目3番6号

富岡 孝敏

福岡県告示第1207号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 直方市特別支援教育後援会

(2) 代表者の氏名

中川 一郎

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市大字頓野1734番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、特別支援教育を必要とする児童・生徒等とその家族・関係者及び地域社会に対して適切な療育・正しい知識の啓蒙や支援システムの研究開発・人材育成を行うと共に平等かつ先駆的な教育を推進し、また自然の営みから得られる生命の大切さや「江戸しぐさ」の伝承等を通じて子供たちのいのちと心が尊重され、未来への希望と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1208号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県マンション管理士会

(2) 代表者の氏名

永松 久實

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区白金1丁目1番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、マンションの所有者・居住者等に対して、マンション管理運営及び環境保全のための助言・指導・援助その他の支援をすると共に、まちづくりの推進

に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1209号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 環境に優しい建築を考える会

(2) 代表者の氏名

小倉 正憲

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡粕屋町上大隈203番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、建築物を通して環境問題を広く社会にアピールし、人々が安心して住める住環境を提供すると共に、環境に優しい建築の推進を図る事を目的に設立されたものである。

福岡県告示第1210号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人藍島コミュニティ

(2) 代表者の氏名

磯部 光子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区大字藍島170番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、藍島の島民全員に対して街なかと同様な、福祉サービスを提供し地域の多様なニーズにマッチした運営を行い島内に活力ある活動を行うことで離島の活性化再生を図り情報交流、研修会などによる啓発や人材育成によって島民の安心できる暮らしに寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1211号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人陸軍墓地修復改良保存委員会

(2) 代表者の氏名

菅原 道之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番地1 - 403号

(4) 定款に記載された目的

本法人は、福岡県西方沖地震で被害を受けた陸軍墓地（福岡市中央区谷公園）の修復・保存及びその周辺の改良のための活動を行い、英霊の慰霊と景観の向上・住民の憩いの場の充実につとめる。

福岡県告示第1212号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人久留米地球市民ボランティアの会

(2) 代表者の氏名

野嶋 さよえ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市宮ノ陣5丁目12番58号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地球市民の一員として、未来を担う子どもたちを含め広く市民に対して、地球規模の課題解決のために、国際協力及び環境保全等の地域活動を通して、社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1213号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ル・バトー

(2) 代表者の氏名

田町 菜穂子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市山川町1479番地9

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、地域の子育て環境を改善していくとともに、男女ともに社会活動が活発に行っていけるように、地域の人材発掘、システム、ネットワークづくり、およびそれに関連した情報発信を積極的に行っていくことで、地域社会における公益の増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、子育てや男女共同参画のための環境づくりに取り組むとともに、自己を啓発し、社会に貢献する優れた人材の育成を図ることで、親と子が共に幸せな生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1214号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更前) 特定非営利活動法人百歳健康塾

(変更後) 特定非営利活動法人家族想の会

(2) 代表者の氏名

内川 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区田村三丁目29番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、経済的弱者やその他何かに困惑している国民に対して、その情報を吸い上げ、解決方法を導き出し、必要な人・物・情報を無償又は低価格で提供できる仕組み作りに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1215号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人体験教育研究会ドングリ

(2) 代表者の氏名

正平 辰男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市赤坂356番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもの生活体験と子どもの成長の関係性を研究しながら、生活体験プログラムの企画と実践を通して子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

また、生活体験の補完と削減を同時調整しながら、不登校の子どもに対する支援と教育を行う。あわせて、その過程における保護者や地域住民のプログラム実施への貢献活動や研修を通して、地域住民の絆を回復し創造しながら、地域の教育力を向上させることを目的とする。

福岡県告示第1216号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人OHANA環境協会

(2) 代表者の氏名

緒方 美加

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区上上津役四丁目14番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者、心の病んだ子供・青少年、介護従事者などに対し、カウンセリング教室・リラックス効果を高める為のアロマケア教室などの講習会を行うと共に、雇用機会の選択肢を広げる為の各種講座、住みよい社会構築の為に欠かせない環境問題の提案・環境を考える会などの啓発事業を行う。さらに社会貢献を目指すすべてのNPO法人と協調し地域住民の安心で安全な住みよい社会の実現に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1217号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人国際科学技術・文化振興会

(2) 代表者の氏名

隈 智恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県古賀市青柳3108番地3

(4) 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、科学技術の修得のため海外から留学する学生に対する奨学金の給付等の支援活動並びに短歌をはじめとする日本文芸の伝承等の活動を行う団体等に対する活動資金の給付等の支援活動を通じて、科学技術と文化（文芸）の振興・調和に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、科学技術の修得のため海外から留学する学生及び中国の学生、研究生に対する奨学金の給付等の支援活動並びに短歌をはじめとする日本文芸の伝承等の活動を行う団体等に対する活動資金の給付等の支援活動を通じて、科学技術と文化（文芸）の振興・調和に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成20年7月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
行橋	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原50-2先から 同郡同町犀川下伊良原7-1先まで

福岡県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山3195番4先から 同市上陽町上横山3197番4先まで	4.5 ~ 9.8	14.6
			後	同上	4.5 ~ 9.0	
八女	県道	船小屋停車場線 水田	前	筑後市大字津島16番1先から 同市大字常用1004番1先まで	9.6 ~ 20.8	365.2

			後	同上	9.6 ~ 19.8	354.0
--	--	--	---	----	------------------	-------

福岡県告示第1220号

前原市土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

就任理事

氏名	住所
井上 義 昭	前原市前原南一丁目18番34号

公 告

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称
甘木都市計画道路3・5・5号横坂菩提寺線、3・5・6号神田古賀線、3・4・14号竹原西鶴線及び3・4・15号西鶴四重町線
- 開催の日時及び場所
 - 日時
平成20年8月11日 午後7時から9時まで
 - 場所
朝倉市役所別館会議室（朝倉市菩提寺412-2）
- 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域(延長)
3・5・5号横坂菩提寺線	起点 朝倉市甘木字小池 終点 朝倉市菩提寺字山畑 主な経過地 朝倉市甘木字水町	約970メートル
3・5・6号神田古賀線	起点 朝倉市甘木字大神田 終点 朝倉市柿原字堂の前 主な経過地 朝倉市甘木字四日町	約3,440メートル
3・4・14号竹原西鶴線	(廃止する)	
3・4・15号西鶴四重町線	(廃止する)	

(2) 閲覧

同案については、平成20年7月18日から8月1日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び朝倉市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年8月1日(必着)までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書(様式)は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課(福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711)に対して行うこと。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
違反者・高齢者講習用端末機器賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年7月31日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部総務部会計課
電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
- (1) 平成20年7月18日（金）から平成20年7月30日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで
- (2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出期限及び提出場所
- (1) 提出期限
平成20年7月31日（木） 午後6時00分
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成20年8月1日（金） 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県

の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

- (3) その他詳細は入札説明書による。

